

2010年に注目される 環境経営ニュース

2009年は、民主党政権による温室効果ガス削減目標の公表をはじめ、地球温暖化問題を中心に国内外で環境経営に関する重要な動きが見受けられた。2010年は地球温暖化問題の解決に向けた動向が国内外で引き続き活発になると考えられ、生態系の保全など生物多様性に関しても重要な出来事が予定されている。本稿では、本年において注目を集めると考えられる環境経営ニュースをいくつか紹介する。

右ページの図表は、2010年において注目を集めると予測される環境経営ニュースの動向をまとめたものである。

地球温暖化対策は 国内外で動向が加速

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンにて開催されたCOP15¹では、京都議定書で定められた2012年までの枠組みを継承する新しい枠組みが話し合われた。しかし、温室効果ガスの排出削減義務を負うことを拒絶する開発途上国や、新しい枠組みの基となる「コペンハーゲン協定」が米国や欧州、中国など一部の国家の話し合いにより決定されたことへの反発などが高まった結果、『コペンハーゲン合意という文書を承認する』という不明瞭な結果にとどまった。そのため、COP15で当初目標とされていた世

界全体での排出削減目標の設定などの正式な決定が見送られた。

コペンハーゲン協定に基づき、1月末を期限として各国は温室効果ガスの排出削減目標を公表し、それらの目標に基づき、2010年11月にメキシコで開催されるCOP16において、各国の削減目標と実施措置に基づく新たな枠組みの方向性が示される。日本はすでに「2020年までに90年比25%削減」という目標を公表し、米国や中国、EUなどの主要排出国・地域も数値目標を公表しており²、大きな変動はないと思われるが、各国の目標公表により温暖化防止枠組みに向けた世界各国の規制が本格化すると考えられ、国内企業だけでなくグローバルに展開する企業の経営に一定の影響が及ぶと予想される。

日本国内に目を向けると2010年4月に「改正省エネ法」が施行され³、温暖化対策としての効果が期待されている。改正により、規制対象がこれまでの工場・事業所などの単位から「事業

1 国連地球温暖化防止枠組み条約第15回締約国会議

2 米国は2020年までに05年比17%減、EUは2020年までに1990年比20~30%減、中国は2020年までに05年比で単位GDP当たり40~45%減(実質的な排出量は増加の見通し)という目標をそれぞれ公表している。このほか、ロシア、ブラジル、インドネシアなどの新興国も目標値を公表している。

3 正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」。2009年4月に一部が先行して施行されている。

図表：2010年において注目を集めると予測される環境経営ニュースの動向

注目される環境経営ニュース	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●各国が温室効果ガスの排出削減目標を公表（～1月31日） ↑コペンハーゲン協定を受け
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●国家生物多様性基本戦略策定 ↑2008年施行の生物多様性基本法による規定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都環境確保条例施行 ⇒ 大規模事業者への温室効果ガス排出削減の義務付け、補完的措置として排出権取引制度を導入 ●改正省エネ法施行 ⇒ 大規模事業者への省エネ化義務付け ●化学物質審査規制法施行（一部） ⇒ 企業に化学物質の厳しい管理を求める
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性条約第10回締約国会議開催（名古屋市） ⇒ 企業による生物多様性保全のための枠組みを討議
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（メキシコ） ⇒ 京都議定書を引き継ぐ新しい地球温暖化防止枠組みを構築 ●地球温暖化対策推進法の「算定・報告・公表制度」報告期限 ⇒ 各事業者の温室効果ガス排出削減を推進 排出量や具体的な取組みの公表義務
12月	



(出所) 各種報道・政府公表資料などに基づき大和総研作成

者」に変更されるため、企業がグループ全体でのエネルギー管理を求められることになるため、実質的に規制される範囲が拡大する。

具体的には、年間1,500kl（原油換算ベース）以上のエネルギーを消費する企業が「特定事業者」に指定されて徹底したエネルギー管理が求められ、使用量の定期報告書と省エネに関する中長期計画を作成・提出する義務も課せられる⁴。

日本における温室効果ガスの排出状況では、

製造業・工業部門は一定の排出削減を達成しているものの、民生（業務・家庭）と運輸の両部門では省エネ化が進展していない。とくに日本の国内総生産（GDP）の約6割を占める第三次（サービス）産業に属する企業では、今後一層の温室効果ガス削減が求められるが、法改正によりテナントやオフィスビル、フランチャイズチェーンの各店舗も対象になる。これらの産業に属する企業は製造業と同様に温暖化対策

⁴ 改正省エネ法についての詳細は、環境経営ニュース「改正省エネ法が施行—その意義と影響—」をご参照されたい。

に関する計画と戦略の策定・実施が迫られる。

同じく注目を集めているのが、同4月に施行される「東京都環境確保条例」である。本条例は都内の各企業の温暖化対策を推進するため、排出権取引制度の導入や取組み報告を求めるものであり、都内に立地する多くの企業が抜本的な対策を求められることになる。

同条例では、エネルギー使用量が年間1,500kl（原油換算）を超える大規模事業者に総量ベースでの温室効果ガスの排出削減を義務付ける。対象となる各事業者は、省エネ化や再生可能エネルギーの利用などを通じて温室効果ガスの排出削減を行うことが求められるが、各事業者の取組みを補完するための措置としてキャップアンドトレード型の排出権取引制度が導入される。このほか、中小規模の企業の温暖化対策の促進や、大規模な開発計画、中規模程度の建築物に関する温室効果ガス削減・省エネへの計画書の作成義務を課すことも盛り込まれている⁵。

同条例の施行により、東京都が掲げる温室効果ガスの排出削減目標⁶達成のため、東京圏における大部分の企業・事業所が温暖化対策の実施を迫られるため、一定の成果が期待できる。また、東京は過去にも先進的な環境規制を国内で先行して実施してきた実績があり、本条例の施行がモデルケースとして日本の他の都市に拡大することも期待される。

このほかの注目される動向としては、09年4月に施行された「地球温暖化対策推進法」(改正)において規定された「温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度」の対象企業が2010年度より拡大することである。これまでは、「事業所」単位で年間3,000トン以上のCO₂を排出する「事業所」単位での公表が求められていたが、

今後は「事業者・フランチャイズ」単位に拡大することで対象範囲が拡大し、各企業の温暖化対策の「見える化」を促進する狙いである。

このほかで2010年内の温暖化対策に関する動向として注目を集めるのは、2011年以降の導入が予定されている「地球温暖化税(環境税)」に関する議論であろう。当初は2010年4月からの導入が見込まれていたが、2009年12月にまとめられた税制大綱では「1年間をかけて導入を検討」と表記されるにとどまった。産業界の反発もあり紆余曲折が予想されるが、仮に導入が決定した場合には温暖化税の対象となる範囲やコスト負担分の状況によっては、多くの企業が構造改革を迫られることになると考えられる。

また、省エネ化と同様に重要な施策である自然エネルギーや再生可能エネルギーの導入に関しては、一定の価格で再生可能エネルギー由来の電力を買取る形式の助成制度である「固定価格買い取り制度」が2009年秋より太陽光発電を対象に導入されたが、同制度が2011年をメドに見直しされる予定であり、2010年は新制度に関する議論が引き続き注目される。

生物多様性についても重要な動き

2010年は、地球温暖化対策だけでなく、「生物多様性」も注目を集めることが予想される。生物多様性とは、生き物の『個性』と『つながり』であり、地球上の生物は様々な環境の変化に応じて進化を遂げ、約3,000万種が地球上に存在している。生物多様性とは、それらの生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性などを含

5 同条例の詳細については、「東京都環境確保条例・改正点の解説」(大和総研情報技術研究所)をご参照されたい。

6 東京都は2007年に、2020年までに東京都の温室効果ガス排出量を2000年比25%削減するという目標を掲げている。

めた表現である。しかし、人類の経済活動の発展などに伴う環境破壊などにより多くの種が絶滅の危機に瀕している。生物多様性の崩壊は、食料や資源、自然環境など多くの面で人類の生活に深刻な影響をもたらすことが予測されるため、国際的な対応が求められている。

日本では、国際的な生物多様性の関心の高まりを受けて、2008年6月に「**生物多様性基本法**」が施行された。同法では、生物多様性の保全のために企業に対して積極的な行動を求めている。また、同法では、日本政府に生物多様性に関する国家戦略を策定することを義務付けており、同条項に基づいて「**生物多様性国家戦略2010**」が2010年3月に策定・公表される予定である。同戦略では、企業などの民間が生物多様性保全により積極的に取り組むことを促進するため農林水産物のラベリングや不動産市場での価値評価のあり方など、生物多様性保全に向けた有効な枠組みの構築が進められる予定である。

さらに、2010年10月には、「**生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)**」が名古屋市で開催される。この会議では、各国の政府や企業・NGOなどが生物多様性保全に向けた新しい経済や社会のあり方について討議し、生物多様性の持続のための世界的なシステム・枠組みの構築が議論される。生物多様性の重要性を理解はしているものの具体的な行動に移す段階で試行錯誤を重ねる企業が多いと言われているが、COP10の開催はそれらの企業に生物多様性保全に関する取組みをどのように行えばよいかを示す良い契機となるであろう。

化学物質規制でも重要な法案が施行

2010年4月には「**化学物質審査規制法**」が一部先行して施行される(本格施行は2011年4月)。同法は、化学物質を取り扱う事業者取扱量の届け出を求め、政府が化学物質の危険性などに関する評価を行うことで人体や動植物への影響を及ぼす恐れのある物質の使用を規制する法律である。近年、欧州を代表に世界各地で化学物質への管理が厳しくなっているが、今後は日本においても企業の化学物質の適切な管理を厳格に求める動きが加速すると考えられる。

ここまで紹介してきたように、2010年は2009年に引き続いて企業経営に大きな影響を及ぼすと考えられる環境規制が導入されるため、各企業は環境モニタリングをはじめ環境負荷低減のための体制作りなどを早急に求められることになる。金融危機の影響から脱したとは言い切れない環境下においては、規制への対応はコストの増加と受け止める企業もあると予想されるが、対応を怠った企業は規制違反時の罰則だけでなく、長期的にはブランドイメージの低下や一層のコスト負担なども懸念されるため、各企業には早期の対応が求められると考えられる。

■ 執筆者

横塚 仁士 (よこづか ひとし)

経営戦略研究所 経営戦略研究部 副主任研究員
専門：企業の社会的責任(CSR)
地球環境問題(主に中国)